

学校給食費等に係る参考資料

参考資料

給食費関連法令等

【学校給食法】

(経費の負担)

- 第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。
- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

【学校給食法施行令】

(設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)

- 第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第11条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。
- 一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条(同法第49条及び第82条において準用する場合を含む。))又は第69条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。)に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。
 - 二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

※昭和四十八年六月文部省体育局長「学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について」において、「光熱水費については学校の設置者の負担とすることが望ましいこと。」として学校給食費の適正のあり方のひとつとして示され、現在、保護者からは食材費に相当する額を徴収している。

本市の給食内容(献立)等について

【食材について】

- 食材は、国産を使用することを基本として、遺伝子組換えの食材は使わず、食品添加物なども天然素材を使用したものに限定し、さらに安全性を確保するために、細菌検査や残留農薬試験、化学検査等の衛生検査を実施
- 米・パン・牛乳などの基本的物資は、(公財)神奈川県学校給食会から安全性が確認されているものを購入(米については神奈川県産を購入)し、その他の物資については、(公財)川崎市学校給食会が、毎月、品質・価格・安全性等を審査し、全学校分を一括購入。これらの食材は、全て保護者からの給食費で賄われる。
- 物資の選定にあたっては、栄養士、校長、保護者等で構成する選定委員会を開催し、品質・価格の検討を行い、物資を選定

【献立について】

- 学校給食で提供される献立は、市の栄養士が献立原案を作成。文部科学省から「献立の作成は、設置者が直接責任をもって実施すべきものであるから、委託の対象にしないこと。」と示されており、本市では、給食調理業務についての委託化を進め、献立については、市が責任を持って作成
- 文部科学省の「学校給食衛生管理基準」では、「教育委員会等は献立作成委員会等を設け、栄養教諭等や保護者等の意見が十分尊重されるような仕組みを整えること。」と示されており、本市では、上記で作成された献立原案について、栄養士、校長、保護者等で構成する献立決定委員会により決定
- 献立は、文部科学省の「学校給食実施基準」に示す児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準に基づき作成
- 教育委員会では、給食実施前月末に使用食材や栄養量等を記載した「献立表」を作成し、各家庭に配布。また、食材を調達している(公財)川崎市学校給食会のHPで、使用食材の産地についても公表

本市立学校の給食費の推移

小学校

(単位:円/月額)

年度	S47	S48	S49	S51	S60	S63	H10	H21	H30	
完全給食	低学年	1,130	1,350	1,950	2,350	2,800	低 2,800	低 3,300	低 3,650	全学年 4,500
		中 3,000	中 3,500	中 3,850						
	高学年	1,340	1,600	2,250	2,700	3,200	高 3,200	高 3,700	高 4,050	

【改定の経緯等】

- 昭和63年度 栄養基準量の改定、翌年度に3%の消費税導入
- 平成10年度 前年度に消費税率5%
- 平成21年度 前年度からの諸物価の上昇、(財)川崎市学校給食会収支不足等
- 平成30年度 食材価格の動向、小学校版「健康給食」の提供

中学校

年度	H28.1		H28.4		H29.4		H30.4		H31.4	
学年	1,2年	3年	1,2年	3年	1,2年	3年	1,2年	3年	1,2年	3年
単価(円)	290		290		320		320		320	
回数(回)	155	141	166		160	150	160	150	165	155
年額(円)	45,210	41,140	48,400		51,700	48,400	51,700	48,400	52,800	50,600
月割額(円)	4,110	3,740	4,400		4,700	4,400	4,700	4,400	4,800	4,600

【改定の経緯等】

- 平成28年1月 特別支援学校の中等部の単価及び東橋中学校の実施回数ヒアリングを参考に設定
- 平成28年度 試行給食実施の実施回数ヒアリングを参考に設定
- 平成29年度 先行実施校への献立ヒアリング及び全中学校へ実施回数調査等を参考に設定

他都市の状況(中学校完全給食)

(平成30年4月現在)

都市名	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	相模原市	新潟市
基礎月額(円)	5,000	実施回数に応じて設定	4,800	設定なし	4,900	5,912
1食単価(円)	317.22	290(委託) 285(自炊)	298	290	295	347.76
年実施回数	年間基準実施回数 1年189回、2年188回、3年177回	1・2年平均173回 3年平均162回	1・2年178回 3年162回	186回	180回	187回
調理方式	自校・親子	自校・親子・センター	自校	センター	センター	選択制テリハリー
給食費改定等	平成30年4月 月額300円増	平成25年4月 1食22円増	平成26年4月 月額100円増	平成26年4月 1食8円増	平成28年4月 月額300円増	平成28年4月 1食15円増

都市名	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市
基礎月額(円)	5,318	実施回数に応じて設定	4,300	5,900(委託) 5,500(自炊)	1食単価×注文数	1食単価×注文数
1食単価(円)	325	350	278.24	331.2	329.44(委託) 307.11(自炊)	310
年実施回数	180回	190回	最大170回	最大188回	標準197回	平均176回
調理方式	自・親・セ	自・親・セ	自校	選択制テリハリー	自校(委託) 自校(自炊)	選択制テリハリー
給食費改定等	平成29年4月 1食28円増	平成29年4月 1食36円増	平成21年4月 月額300円増	平成21年4月 月額30円増	平成27年4月 1食20円増	平成12年度 テリハリー開始

※委託:委託炊飯、自炊:自校炊飯

都市名	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
基礎月額(円)	4,700	実施回数に応じて設定	実施回数に応じて設定	1食単価×注文数	4,900	5,000
1食単価(円)	300	317	300	291	289.47	295
年実施回数	193回	平均177回	197回	185回	196回	185回
調理方式	選択制テリハリー	自・親・セ	自・親・セ	選択制テリハリー	親子	自・セ
給食費改定等	平成26年度 テリハリー開始	平成29年4月 1食12円増	平成27年12月 1食35円増	平成26年4月 月額400円増	平成27年4月 月額400円増	平成26年4月 1食8円増